

文京区ブロック塀等改修工事費助成金交付要綱

制定	平成23年10月	1日	23文都建第356号	区長決定	
	平成30年10月	1日	30文都地第300号	区長決定	
	平成31年	4月	1日	30文都地第878号	区長決定
	令和3年	3月31日	2020文都地第675号	区長決定	

(目的)

第1条 この要綱は、大地震の際に倒壊のおそれのあるブロック塀等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、その改修を促進し、災害に強い安全なまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 石造、コンクリートブロック造、コンクリート造、れんが造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及びこれらの基礎をいう。
- (2) 改修工事 地震に対し構造上支障があると認められるブロック塀等を撤去し、又は当該撤去に伴いその範囲内において塀を新設することをいう。
- (3) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の交通の用に供する道をいう。ただし、文京区細街路拡幅整備要綱（2文建副発第3号）第3条各号に規定するものを除く。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）においてブロック塀等を所有し、及び管理する者で、次条第1項から第3項までに規定する塀について改修工事を行うものとする。

- 2 ブロック塀等の所有者が複数の場合は、他の所有者の同意を必要とする。
- 3 ブロック塀等の存する土地の所有者が助成対象者と異なる場合は、当該土地の所有者の同意を必要とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、助成対象者としなない。
 - (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
 - (2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号の宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者（業として改修工事を行う者に限る。）
 - (3) この要綱に基づく助成金の対象となる改修工事について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定である者
 - (4) この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがある者
 - (5) 文京区耐震化促進事業助成金交付要綱第21条(1)、文京区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第4条(4)(5)及び文京区不燃化推進特定整備事業助成金交付要綱別表1の除却費及び別表2に基づく助成金の交付を受け、又は受ける予定である者

(助成金の交付対象基準)

第4条 撤去を行う場合に助成金の交付対象となるブロック塀等は、区内に存し、道路等に面しているものであって、区長が地震に対し構造上支障があると認めたものとする。

2 新設を行う場合に助成金の交付対象となる塀は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) フェンスによる塀とし、前面道路等の路面の中心からの高さを2メートル未満とすること。ただし、敷地の形状、構造等により、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と同等の構造強度を持つものとして区長が認めたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、設置の状況及び安全性を勘案して、区長が特に必要があると認めた場合は、助成金の交付対象とする。

4 建築基準法第44条第1項の規定に違反している塀については、前3項の規定にかかわらず、助成金の交付対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、改修工事に要する費用で、別表に定める額を限度とする。ただし、実際の改修工事に要した費用が別表に定める額よりも少ない場合は、その要した費用を助成金の額とする。

2 前項で算定した助成金の額に100円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、改修工事の契約を締結する前に、助成金交付申請書(別記様式第1号)により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成対象となることを確認したときは、助成金交付決定通知書(別記様式第2号。以下「交付決定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、助成対象とならないことを確認したときは、助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(改修工事の取りやめ)

第9条 助成決定者は、事情により改修工事を取りやめるときは、ブロック塀等改修工事取りやめ届出書(別記様式第4号)により、区長に届け出なければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 助成決定者は、助成対象となる改修工事が完了したときは、実績報告書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

(1) 助成対象工事前及び工事後の写真

- (2) 助成対象工事前及び工事後の図面
- (3) 助成対象工事に要した費用が明確になる書類
(助成金の額の確定)

第11条 区長は、前条の実績報告書を受領したときは、現地調査等によりその内容を確認した上で助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（別記様式第6号）により、助成決定者に通知しなければならない。

(助成金の交付請求)

第12条 前条の助成金の額の確定通知書を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、助成金交付請求書（別記様式第7号）により区長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 区長は、前条の助成金交付請求書を受領した場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成決定者（前条の規定により助成金の交付を受けた者を含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定によりブロック塀等改修工事取りやめ届出書の届出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又は法令に基づく区長の命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 助成金の交付の手続は、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の文京区ブロック塀等改修工事費助成金交付要綱の規定により、助成の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

助成金の交付対象	高 さ	1メートル当たりの 助成金の額
	ブロック塀等の撤去	0.5メートル以上
塀の新設	0.5メートル以上 1.0メートル未満	15,000円
	1.0メートル以上	30,000円

※1 助成対象となる新設する塀の延長は、撤去したブロック塀等の延長を限度とする。

※2 助成金の額は、塀の高さの区分に応じた1メートル当たりの助成金の額に、塀の延長（メートル単位とし、小数点以下1位未満の端数を切り捨てる。）を乗じて得た額の合計額（100円未満の端数を切り捨てる。）とする。